後半の３月間 （　月～　月）	職　員			
	その他			
	合　計			

注１　「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の濃度」について

⑴　「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。

⑵　排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかつた場合は、「放出実績なし」と記載すること。

⑶　記載する数値は、有効数字２桁、指数表示とすること。

⑷　「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ＮＤ）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。

⑸　１⑴①及び⑵①の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。

２　保安規定に定められた期間についての平均濃度の３月間における最高値を記載すること。

３　「気体状、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について

⑴　気体状の放射性廃棄物は、80キログラムボンベの本数で記載すること。

⑵　80キログラムボンベに入つていないものに関しては、80キログラムボンベに換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。

⑶　液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。

⑷　固体状の放射性廃棄物は、200リットルドラム缶の本数で記載すること。

⑸　200リットルドラム缶に入つていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。

⑹　ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

⑺　「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体又は廃液の量を記載すること。

⑻　廃止措置に伴つて発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると加工事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。